

議案第40号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(その他の事務に係る手数料) 第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。 [(1)~(15) 略] (16) <u>道路の占有許可（道路管理者以外の者の行う工事に係る承認を含む。）</u> に関する調査 1件につき1,100円 [(17)~(22) 略]	(その他の事務に係る手数料) 第8条 [同左] [(1)~(15) 同左] (16) 道路の <u>占有許可</u> に関する調査 1件につき1,100円 [(17)~(22) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

道路の占有許可に関する調査に係る手数料に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。